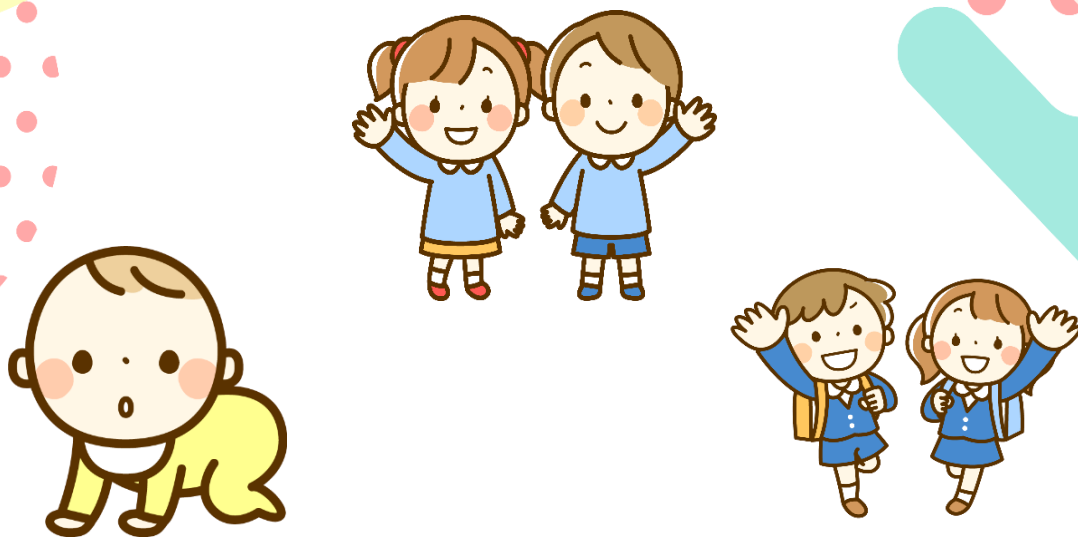




子育て支援の しおり



砂 川 市

令和7年度版

～目次～

妊娠が分かったら

母子健康手帳	4
妊産婦健診検査費用の助成	4

出産したら

出生届	4
児童手当	5
新生児聴覚検査助成事業	6
産後ケア事業	6
妊婦のための支援給付事業	6
乳児すこやか応援クーポン券支給事業	7
乳幼児健診・離乳食講習会	8
1歳児パクパクひろば	8
フッ素事業	8
予防接種	8
ブックスタート事業	9

保育所・幼稚園等

保育所	9
一時保育	10
多子世帯の保育料負担軽減制度(0～2歳児クラスの児童)	10
保育所副食費無償化事業	10
保育所等の広域入所	11
保育所開放事業	11
砂川天使幼稚園	11
幼稚園等副食費助成事業	11
病児・病後児保育事業	11
一時保育利用者負担軽減補助事業	12
学童保育所	13～14
多子世帯等の学童保育料減免制度	15
子育て支援センター(さくら保育園併設)	15
ファミリーサポートセンター事業	16～17
ファミリーサポートセンターお試しクーポン配付事業	17
ファミリーサポートセンター依頼会員・協力会員募集中！！	17

小学校・中学校

小学校・中学校	18
小・中学校の就学援助	18

～目次～

小・中学校の特別支援教育就学援助	19
放課後学習サポート	19
学校給食費無償化	19
中学校英語検定料補助事業	20
中学生自転車用ヘルメット購入費補助事業	20

子育てに関する相談

子ども家庭センター	21
-----------	----

障がいのあるお子さんへの支援

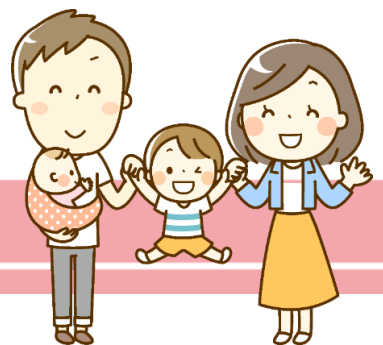
給付・助成・補助	22
療育相談・支援	22
手帳の交付・手当・共済	23
子ども通園センター	23

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当	24～25
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	25～26
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	26
その他	26

その他

子育て支援指定ごみ袋の配布	26
ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業	27
どさんこ・子育て特典制度	27
子ども医療費助成事業（所得制限なし）	28
ひとり親家庭等医療費助成事業（所得制限あり）	28
重度心身障害者医療費助成事業（所得制限あり）	29
助産制度	29
放課後子ども教室（各小学校地区放課GO!GO!）	30
学び体験教室 子育てひろば	30
家庭教育支援事業（パパママ安全教室など）	31
中学生以下のインフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種費用助成事業	31
特定不妊治療費助成事業	31
先進不妊治療費助成事業	31
子連れグルメ情報	32～34
砂川市子育てMAP	35



妊娠が分かったら

母子健康手帳

問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
(ふれあいセンター内)

妊娠、分娩の経過や子どもの成長、健康状態などを記録する手帳です。妊娠が確定したら、出産予定日の記載されている書類（医療機関で発行しているもの）とマイナンバーカードを持参し早めに届出をして、母子健康手帳の交付を受けてください。

併せて、電子母子手帳「すながわすくすく子育て応援アプリ」もご活用ください。

「すながわすくすく子育て応援アプリ」



ダウンロードはこちら

妊産婦健診検査費用の助成

問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
(ふれあいセンター内)

検査費用の一部が受けられる受診票を交付します。北海道共通の妊婦健康診査及び超音波検査（6回）のほか、市独自の超音波検査8回と40週、41週（随時）の間診及び診察、超音波検査の検査費用を助成しています。また、産婦健診としても、北海道共通の産婦健康診査の検査費用を2回を限度に助成しています。

出産したら

出生届

問 市民生活課戸籍年金係 ☎74-4457

お子さんが生まれた場合、出生の日から14日以内に届出が必要となります。

届出期間	出生の日から14日以内
届出地	父母の本籍地または住所地、出生地
届出人	1.父または母 2.同居人 3.医師、助産師 (注)届出人の自署がされていれば、届書をお持ちになるのはどなたでも構いません。
必要なもの	出生届書(出生証明書欄に医師または助産師の証明をもらってください) 母子健康手帳 国民健康保険加入者の場合は被保険者証
その他	同日、マイナンバーカードの申請もできます。
注意事項	市役所閉庁時に届出された場合は、後日ご連絡させていただくことがありますので、電話番号の記入をお願いいたします。

★対象者や支給額等について

対 象	砂川市内に住民登録をされている方で、0歳から高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方
内 容	0歳～3歳未満 月額15,000円 3歳～高校生年代 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円 ※令和6年11月支給分より、所得制限が撤廃となりました。
申請先	子育て支援課子育て支援係（公務員の方は職場での申請となります）
必要な物	①下記のいずれか1つ ・健康保険証（令和7年12月1日まで） ・保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」 ・マイナポータルの保険情報が確認できる画面の写し ②通帳またはキャッシュカード ※お子さんと別居等されている場合は、別途提出書類があります。
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月の5日
	※5日が休日および祝日の場合、その日に最も近い前の日に支給します。

新生児聴覚検査助成事業**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000**
(ふれあいセンター内)

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査費用を助成しています（上限8,000円）。耳の聞こえに異常があるかどうかは、外見ではわかりにくく、赤ちゃんの様子だけから判断することは困難です。聴覚の異常を早期に発見し適切な治療へつなげるためにも、新生児聴覚検査を受けることをお勧めします。妊婦健康相談時に、受診券をお渡ししています。

産後ケア事業**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000**
(ふれあいセンター内)

産後1年未満までのママと赤ちゃんが対象です。産後ケアは、ママの心身の休養と赤ちゃんへの授乳などの育児支援や発育確認を行うことで、産後のママをサポートするサービスで、市の委託事業所で利用できます。利用には、宿泊型と通所型（母乳外来等）、訪問型があります。利用する方は、事前の申請が必要です。

妊婦のための支援給付事業**問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369**

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに関わる必要な支援や相談に応じる「伴走型相談支援」とあわせ、「経済的支援としての支援給付」を行う事業です。妊娠の届出時等の保健師との面談時、経済的支援を希望する方は申請書とアンケートをお渡ししますので、申請・提出が必要です。

★妊婦支援給付金の種類（所得制限はありません）

妊婦給付認定後の給付金	妊娠の届出をした妊婦 ※医師による胎児心拍の確認をした妊婦	妊婦1人につき 5万円
胎児の数の届出後の給付金	胎児の数の届出をした妊婦	胎児1人につき 5万円

※（産科医療機関を受診し、医師による妊娠の判定を受けた方）

子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、乳児がいる世帯を対象に最大60,000円のクーポン券を支給します。対象商品及び取扱店については、下記の表のとおりとなります。また、原則として、子ども家庭センターで実施している乳児家庭全戸訪問事業の際にクーポン券をお渡しています。



- 対象者 市内に住民登録のある、同居する満1歳に満たない子を養育する保護者
- 支給枚数 乳児1人当たり60枚（1枚1,000円、月額5,000円×12ヵ月分）
※転入された方は、転入日から1歳の誕生日の前月までの月数分を支給します
- 有効期間 お子さんの3歳の誕生日の前月末日まで

取扱店名	対象商品					
	おむつ関連用品	授乳関連用品	離乳食関連用品	衣類関連用品	その他	
Aコープ新すながわ店（2階）	-	-	-	●	-	-
砂川市立病院内売店	●	●	-	-	●	玩具、絵本
コメリパワー砂川店	●	-	-	-	-	-
コープさっぽろ砂川店	●	●	●	-	-	-
サツドラアシル砂川店	●	●	●	-	-	-
(株)ツルハドラッグ砂川店	●	●	●	-	●	玩具
(株)ツルハドラッグ砂川東店	●	●	●	-	●	玩具
(株)ツルハドラッグ砂川吉野店	●	●	●	-	●	玩具
DCM砂川店	●	●	-	-	-	-
(有)いわた書店	-	-	-	-	●	絵本、文具
(有)丸上ヤマダ	●	-	-	-	●	絵本
(株)オオヤマ	-	-	-	-	●	玩具、絵本 (ご希望に応じて取り寄せ)
(有)信太写真館	-	-	-	-	●	写真撮影
オアシスファーマシー	●	-	-	-	-	
そらちぶと調剤薬局	●	-	-	-	-	

乳幼児健診・離乳食講習会**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
(ふれあいセンター内)**

生後3～4か月、6～7か月、1歳6か月、3歳の時期に、その時期にあった発育発達を確認します。また、育児の心配や不安の解消、予防接種や子育てに関する情報提供の機会です。3～4か月児健診では野菜スープの試飲、6～7か月児健診では離乳食を試食して味や量を一緒に確認できる離乳食講習会を同時実施します。各健診の対象の方には事前に案内を送付します。転入の方はお問い合わせください。

1歳児パクパクひろば**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
(ふれあいセンター内)**

1歳のお誕生を迎えた親子が交流し、身体計測、日頃の育児等の情報交換・相談、離乳食（後期）の試食・栄養相談、歯科衛生士による歯磨きへの導入指導・相談を行います。他の子の成長も見ながら他のお母さんからアドバイスをもらったり、みんなで一緒にわが子の成長を確認できるフリートーキングの場です。

困っていることや不安なことがある時は、個別の相談もできます。

フッ素事業**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
(ふれあいセンター内)**

虫歯予防のため、1歳6か月児健診と3歳児健診と同時にフッ素塗布を行っています。また、市内保育園（所）・幼稚園・小学生、中学生には、各集団の場でのフッ化物洗口する方法で週1回実施しています。（小中学生は教育委員会が実施）

予防接種**問 ふれあいセンター保健予防係 ☎52-2000**

「予防接種」は、重大な感染症にかかる前に原因となるウイルスや細菌の病原体を弱め、安全な状態で体に入れて「抗体」をつくります。

乳幼児期は、病気にかかり抗体をつくる「免疫の学習」に適した時期です。複数の予防接種がありますので、計画的に接種しましょう。

赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、絵本をプレゼントしています。

いつ、どこでもらえるの？	ふれあいセンターで実施している乳児健診で絵本をお渡ししています。書類の提出など、手続きは必要ありません。
何歳でもらえるの？	乳児健診の6か月児健診の受診者が対象です。
何冊もらえるの？	図書館司書が選んだ絵本を3冊プレゼントしています。同じ絵本がご自宅にある場合は代替のものも用意しています。



保育所・幼稚園等

保育所

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

共働きや病気など家庭での保育が困難な場合は、市立保育所に入所できます。なお、保護者の課税状況や児童の年齢により保育料等が異なります。

名 称	住 所	電話・F A X	定 員	備 考
ひまわり保育園	東 5 条南11丁目 3 番 5 号	54-4555	90人	一時保育・延長・乳児・障がい児保育あり
さくら保育園	西 5 条北14丁目29番地 3	52-3335	90人	延長・乳児・障がい児保育あり
空知太保育所	空知太東 2 条 2 丁目 4 番 2 号	53-3287	60人	延長・乳児・障がい児保育あり

※ 乳児保育(対象は生後6ヶ月から)、障がい児保育(障がいの程度が軽・中度、健常児と集団保育が可能、毎日通所できる児童)、一時保育(1歳児～就学前の児童)それぞれに定員があります。

一時保育

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

保育所に入所していない1歳～小学校就学前の集団保育が可能な児童を対象として、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、1日単位で利用することができます。利用にあたっては事前に登録・申込・面談が必要です。

なお、令和6年4月より通常保育の副食費の無償化に合わせて、一時保育においても1・2歳児の給食費（主食費及び副食費）、3歳児以上の副食費を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

★保育料は以下のとおりです。

対象児童	4時間以上	4時間未満
1・2歳児	2,430円	1,130円
3歳以上児	1,440円	640円

多子世帯の保育料負担軽減制度（0～2歳児クラスの児童）

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

平成28年4月より、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、保育所に通う多子世帯の保育料を軽減しています。国の制度により、一定以下の階層については、生計を一にする子や孫（別居監護も含む）がいる場合、第1子の年齢制限なく第2子目の保育料は半額、第3子目以降の保育料は無料となります。また、道の制度により一部の階層の0～2歳児の保育料については、第2子目以降から無料になります。

さらに、砂川市独自の子育て支援策として、それ以外の階層についても第1子の年齢制限を撤廃し、生計を一にする子や孫（別居監護も含む）がいる場合、第2子目の保育料を半額、第3子目以降の保育料を無料としています。詳細については、子ども保育係にお問い合わせください。

保育所副食費無償化事業

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳クラスの児童については保育料が無償化され、副食費については保護者負担となり、砂川市では独自の軽減策として国から示された金額から10%減額するとともに、第1子の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子無料としていましたが、令和6年4月より新たな砂川市の独自軽減策として、すべての児童の副食費を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

また、0～2歳クラスの児童については、保育料に含まれる給食費（主食費及び副食費）について、砂川市では独自の軽減策として国から示された金額から10%減額するとともに、第1子の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子無料としていましたが、令和6年4月より新たな砂川市の独自軽減策として、すべての児童の給食費相当分を保育料から減額することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。詳細については、子ども保育係にお問い合わせください。

保育所等の広域入所

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

保護者が他市町との境界に住む場合や、他市町への通勤途中に保育所等がある場合、他市町の保育所等に入所可能ですので、子ども保育係にご相談ください（他市町の保育所等の空き状況などによっては入所できない場合があります）。

保育所開放事業

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

同じ年齢の児童と一緒に遊び、保育所を体験できる「保育所開放事業」を実施しています。対象は市内在住の就学前の保育所在所児を除く児童とその保護者です。利用料金はかかりませんので、お気軽にご利用ください。各保育所で年間10回開催しています（利用には予約が必要です）。

砂川天使幼稚園

問 砂川天使幼稚園 ☎52-2872

平成29年4月より、砂川天使幼稚園は子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受ける私立幼稚園に移行しました。子ども・子育て支援新制度では、市が子どもの年齢や教育の必要性に応じて教育・保育給付認定を行うことで個人への給付を保障し、直接お子さんの教育費として支給されるよう、砂川天使幼稚園がお子さんの給付費を代理受領します。また、市から幼稚園型一時預かり事業の委託を受け、在園児を対象に教育時間の前後や長期休業日等に預かり保育を実施しています。入園の申込等については、砂川天使幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園等副食費助成事業

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

令和6年4月より、砂川市では子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、かつ市内外の幼稚園又は認可外保育施設に通う児童の副食費（施設で提供されるものに限る）を、国が示す公定価格における副食費徴収免除加算を上限に実費額を助成します。詳細については、子ども保育係にお問い合わせください。

病児・病後児保育事業

問 子育て支援課子ども保育係 ☎74-8368

病中、または病気の回復期でお子さんを保育施設等に預けられない状況にあり、なおかつ就労などのため家庭で保育できない保護者に代わり一時的に保育する病児・病後児保育施設を開設しています。市内の保育所、市立病院院内保育所、幼稚園、学童保育所（小学1～3年生）を利用している児童が利用できます。利用には事前登録が必要です。

★利用料は表のとおりです。

児童が属する世帯の区分	利用者負担額 （日額）
市内に住所のある生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0円
市内に住所のある上記以外の世帯	2,000円
市外に住所のある世帯	3,000円

実施場所：砂川市立病院南館1階（西4条北2丁目） TEL：54-2278 定員3人

市町村民税非課税世帯や市町村民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯等（低所得世帯等）の一時保育の利用における経済的負担を軽減するため、支払った保育料相当額と市が定める下記の区分のいずれか少ない額を補助します。

なお、下表②及び③の要件は、利用日が4月から8月の場合は前年度、9月から翌年3月までの場合は当年度の市町村民税で判断します。

詳細については、子ども保育係にお問い合わせください。

児童が属する世帯の区分		補助基準額 (児童一人あたり)
①	利用日において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である場合	日額3,000円
②	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法に規定する市町村民税（利用日の属する年度の市町村民税をいう。③においても同じ）を課されない者である場合	日額2,400円
③	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法第292条第1項第2号に掲げる市町村民税の所得割の額の合算額が77,101円未満である場合	日額2,100円
④	要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時保育の利用を促した者であって、一時保育料を軽減することが適当であると認められる場合	日額1,500円

保護者が就労、病気などの理由により、家庭において十分に保育できない場合に、保護者に代わって放課後などに保育する施設です。小学１年生～６年生の児童を対象に市内５か所で開設しています。

名 称	住 所	電話・F A X	定員
砂川学童保育所 (みなっ子クラブ)	西３条南８丁目１番１号 (砂川小学校内)	54－3701	40人
豊沼学童保育所 (とよっ子クラブ)	東５条南17丁目227番地 (豊沼小学校内)	54－2222	40人
中央学童保育所 (ジャリン子クラブ)	晴見１条北７丁目69番地９ (中央小学校内)	54－3110	40人
空知太学童保育所 (空っ子クラブ)	空知太西５条６丁目３番１号 (空知太小学校内)	090－6217－3434	40人
北光学童保育所 (北光竹の子ホーム)	西３条北16丁目１番10号 (北光老人憩の家内)	54－2332	30人

★学童保育所の保育時間、対象学年、利用できないとき、おやつ・昼食について

保育時間	平日……………下校時～午後６時 土曜日・長期休業日…午前７時３０分～午後６時
	※希望者には、午後７時まで時間延長します。
	※新１年生の給食が始まるまでの期間、参観日、面談などで学校が早く終わる日は、下校時間に応じて開所します。 ※悪天候等により集団下校となった場合も学童保育所は開所します。
対象	小学１年生～６年生
学童保育を利用 できないとき	＊ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等、伝染病の流行による学級・学校閉鎖の場合に対象となった学級または学校の児童 ＊ 台風や大雪など悪天候や災害により学校が休校になったとき ＊ 児童が風疹等伝染病にかかったとき
おやつ・昼食	＊ １日１回のおやつを提供（空知太学童保育所は運営組織が定める回数）、延長保育では別に１回おやつを提供します。 ＊ 給食提供の無い日、土曜日、春、夏、冬休みはお弁当を各自でご用意ください。

★各学童保育所の学校区、運営団体、通年利用（月額）、短期（日額）／延長（日額）、学童の場所（定員）

名 称	学校区	運営団体	通年利用 （月額）	短期（日額）／延長（日 額）	場所（定員）
砂川学童保育所 （みなっ子クラブ）	砂川小学校 の児童	砂川市	6,000円	500円／200円	砂川小学校内 （40人）
豊沼学童保育所 （とよっ子クラブ）	豊沼小学校 の児童	砂川市	6,000円	500円／200円	豊沼小学校内 （40人）
中央学童保育所 （ジャリン子クラブ）	中央小学校 の児童	砂川市	6,000円	500円／200円	中央小学校内 （40人）
空知太学童保育所 （空っ子クラブ）	空知太小学校 の児童	空っ子クラブ 父母の会	4,000円	400円／200円	空知太小学校内 （40人）
北光学童保育所 （北光竹の子ホーム）	北光小学校 の児童	砂川市	6,000円	500円／200円	北光老人憩の家 （30人）

★各学童保育所の通所・退所方法について

名 称	通所	退所
砂川学童保育所 （みなっ子クラブ）	授業終了後、入所児童が小学校内の保 育室に各自集合する。	安全対策上、原則保護者に迎えに来ていただき、 玄関のインターホンで指導員を呼び出して面談の 上退所。
豊沼学童保育所 （とよっ子クラブ）	小学校内の保育室に授業終了後、児童 が各自児童玄関から下校し、学童用玄関 から通所する。	砂川学童保育所と同様
中央学童保育所 （ジャリン子クラブ）	豊沼学童保育所と同様	砂川学童保育所と同様
空知太学童保育所 （空っ子クラブ）	砂川学童保育所と同様	砂川学童保育所と同様
北光学童保育所 （北光竹の子ホーム）	授業終了後、入所児童が各自集合場所 に集まり、付き添いの指導員の誘導に従い 徒歩で学童保育所まで移動する。	砂川学童保育所と同様

令和3年4月より、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、多子世帯（第2子1/2、第3子2/3）、ひとり親世帯又は在宅障害児（者）がいる世帯で市町村民税非課税の世帯（第1子1/2、第2子3/4、第3子5/6）、生活保護世帯（10/10）の学童保育料を減免しております。詳細については、子ども保育係にお問い合わせください。

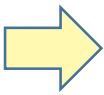
豊かな子育てを支援するために、親子のためのいろいろな事業を行っています。親子で遊びたい時、子育てで困った時、お友達をつくりたい時、育児に関する情報を知りたい時など、お気軽にご利用ください。



★主な事業（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部事業の実施を見合わせる場合があります。詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。）

子育て相談	子育てに関する悩みなどに対し、電話、メール、面談にて相談にのります。
にこにこ広場（登録制）	0歳から就学前の親子が、歌や体操、季節の行事など、親子や友達と一緒に遊ぶ楽しいプログラムを用意しています。利用には登録が必要です。
にこにこサロン	0歳から就学前の親子が自由に遊びながら楽しく過ごし、親子でお友達づくりや、情報交換の場としてご利用ください。登録は必要ありません。 また、サロン終了後に、利用者同士の交流のため、ランチデー（お弁当は持参）を実施したり、0歳児対象のベビーサロンも実施しています。なお、ベビーサロンでは、出産前のマタニティママも参加することができ、産後の生活や子育てについて先輩ママのお話が聞けます。 ※ランチデーは現在休止中
サテライト事業	職員が、南地区・北地区それぞれのコミュニティセンターへ出かけ、子どもと遊んだり、お母さんの子育てに関する相談を受け付けます。
にこにこ開放日	子育てサークルのグループなどに、活動場所を提供しています。
さくらニュース	支援センターで実施した事業の様子や、その月の事業予定、子育ての豆知識などが掲載されています。毎月1回発行しています。

さくらニュースをご覧になりたい方はこちらからアクセスできます。



ファミリーサポートセンター事業

問 ファミリーサポートセンター(子育て支援センター内) ☎54-2450

急な用事などで一時的に子どもを預けたいなど1歳から小学6年生までの児童を持つ保護者のために、地域の中で子どもを預かり、子育ての援助を行う事業です。子育ての援助を受けたい方（依頼会員）、子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員登録を事前に行い、依頼会員の要望に応じて協力会員を紹介し、会員同士の理解と協力のもと有償でお子さんを預かるというしくみです。協力会員は、子育て経験者や保育士などの有資格者で、安心して子どもを預けられます。

★このような場合にお子さんを預かります

- ・買い物や外出、冠婚葬祭など用事があるとき
- ・保育所、幼稚園、放課後や学童保育の終了後
- ・保護者の病気や急用のとき
- ・学校、保育所、幼稚園の送迎など

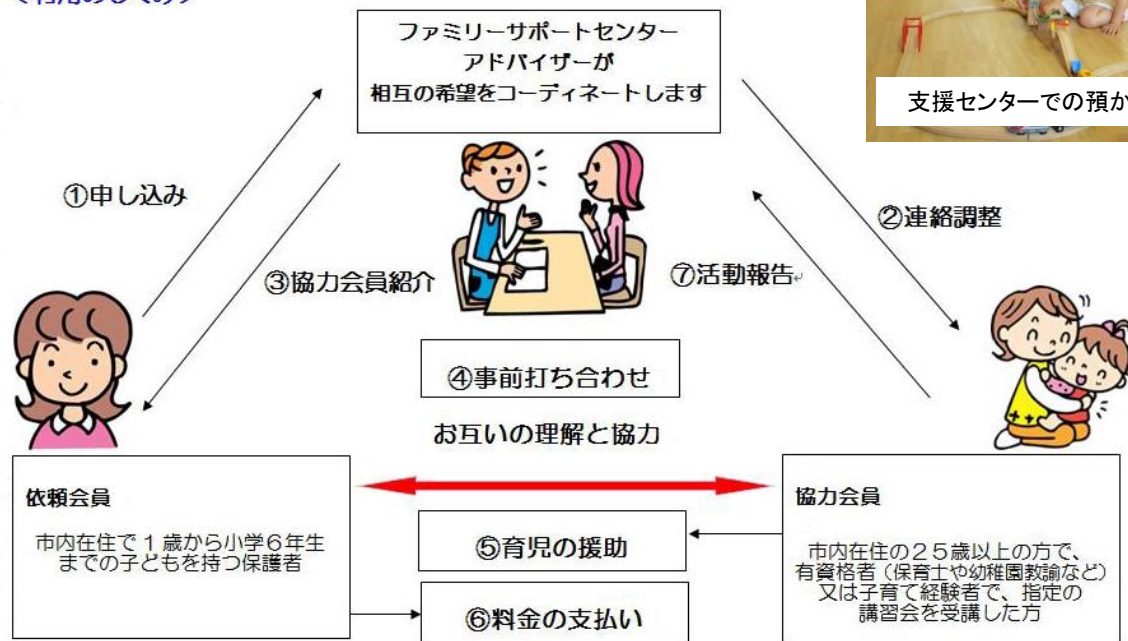


事前打ち合わせの様子



支援センターでの預かりの様子

<利用のしくみ>



- 1.ファミリーサポートセンターに育児の援助依頼の申し込みをします。
- 2.アドバイザーが協力会員を探し、連絡調整します。
- 3.協力会員が決まったら依頼会員へ紹介します。
- 4.協力会員と依頼会員は協力会員の自宅を訪問し、事前打ち合わせをします。
- 5.協力会員は育児の援助活動を実施します。
- 6.依頼会員は援助活動終了後、協力会員に利用料金を支払います。
- 7.協力会員は活動終了後、ファミリーサポートセンターへ報告します。

★利用時間・料金

	利用時間	1時間当たりの料金（報酬）
平 日	午前 7 時から午後 7 時まで	500円
	上記以外の時間	600円
土・日、祝日、年末年始	午前 7 時から午後 7 時まで	600円
	上記以外の時間	700円

★補足事項

- ・複数の子どもを預ける場合、兄弟姉妹 3 人までです。
 - ・兄弟姉妹の 2 人目からは上記利用料金の半額です。
 - ・おやつ、食事は原則として依頼会員の用意となりますが、協力会員が用意した場合は実費となります（おやつ（1 人）：100円 食事（1 人）：200円）。
- ※時間を延長した場合は、30分以下は上記利用料の半額となり、30分を超え 1 時間までは 1 時間当たりの料金となります。
- ・令和元年10月 1 日より幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の要件を満たし「施設等利用給付認定」を受けた方は、ファミリーサポートセンターの利用料についても無償化されることとなりました。

ファミリーサポートセンターお試しクーポン配付事業

問 ファミリーサポートセンター ☎54 2450

1 歳 6 ヶ月児を対象に、4 時間分のお試しクーポンを配付しています。対象者には 1 歳 6 ヶ月児健診の際にクーポンをお渡ししていますので、お気軽にご利用ください。

ファミリーサポートセンター依頼会員・協力会員募集中！！

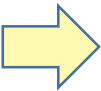
問 ファミリーサポートセンター ☎54-2450

会員は、随時登録を受付しています。（協力会員は、計 2 4 時間の講習会を受講しなければなりませんので、詳細はセンターまでお問い合わせください。）

登録を希望される方は、ファミリーサポートセンターへお申し込みください。



ファミリーサポートセンター通信をご覧になりたい方は、こちらからアクセスできます。



小学校・中学校

小学校・中学校

問 学務課学校教育係 ☎74-8375

★砂川市立小学校

学校名	所在地	電話	F A X
砂川小学校	西3条南8丁目1番1号	0125-52-4207	0125-52-4208
豊沼小学校	東5条南17丁目227番地	0125-52-3042	0125-52-2678
中央小学校	晴見1条北7丁目69番地9	0125-52-2965	0125-52-2966
空知太小学校	空知太西5条6丁目3番1号	0125-53-3077	0125-53-3321
北光小学校	北光222番地1	0125-52-6141	0125-52-2660

★砂川市立中学校

学校名	所在地	電話	F A X
砂川中学校	吉野2条南5丁目1番1号	0125-52-4204	0125-52-4205

小・中学校の就学援助

問 学務課学校教育係 ☎74-8375

市内の小・中学校に通学するお子さんをお持ちで、特別な事情のため教育費の負担が困難な家庭に対し、援助を行っています。

★対象となる世帯及び支給内容

対象	生活保護を受けている世帯に準ずる程度の世帯
支給内容	学用品費、修学旅行費、生徒会費、卒業アルバム代等

小・中学校の特別支援教育就学援助

問 学務課学校教育係 ☎74-8375

市内の小・中学校の特別支援学級に在籍しているお子さんをお持ちで、特別な事情のため教育費の負担が困難な家庭に対し、援助を行っています。

★対象となる世帯及び支給内容

対象	特別支援学級に在籍し特別支援学級就学費扶助認定世帯
支給内容	学用品費、修学旅行費、生徒会費、卒業アルバム代等

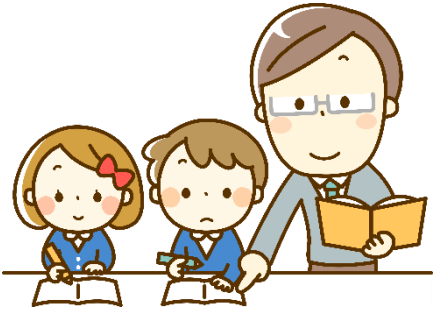
放課後学習サポート

問 学務課学校教育係 ☎74-8375

小学校4～6年生の希望する児童を対象に、民間学習塾の協力のもと、学習塾で実際に使用している指導映像を併用しながら講師の指導により、学校での授業の進度によらない基礎・基本を学習する機会として実施します。

★場所・期間、内容、その他事項

場所・期間	公民館 6月～翌年2月(夏休み・冬休みを除く。)
内容	各学年で隔週、放課後に国語・算数の講習を行います。 (年20回開催)
その他	6月初旬頃に受講希望者を受け付けます。(年度途中でも受付可能です。)



学校給食費無償化

問 学校給食センター ☎52-2229

保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、令和5年8月から小・中学校の学校給食費を無償化しています。

★無償化の対象者について

対象者	・砂川市内の小・中学校に在学し、市内に住所を有する児童生徒の保護者
	・砂川市に住所を有し、他市町村の小・中学校に区域外通学する児童生徒の保護者

※ただし、国または地方公共団体から、学校給食費の全部もしくは一部について給付を受けた場合は、その金額を除きます。

◎以下の各給付を受けている方については、学校給食費の全部もしくは一部について給付を受けた場合に該当します。

対象者	・生活保護世帯で、生活保護費により給食費を全額扶助されている児童生徒の保護者
	・特別支援教育就学奨励費により給食費の半額支給を受けている児童生徒の保護者 (ただし、 <u>実費負担の半額分については無償化となります。</u>)

グローバル化が進展する中、外国語によるコミュニケーション能力の向上などが課題となっており、英語検定受験を奨励し、生徒の学習意欲の向上や英語力の底上げを図ることを目的に、英語検定料の助成を実施しています。

対象	市内在住の中学生
申込方法	各学校での申し込み
助成条件	1人につき、同一年度内に1回 1級から5級のうち、受験する級は問わない

自転車を利用する中学生の自転車用ヘルメットの着用を促進することにより、交通事故等の被害の軽減を図るとともに、中学生保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、自転車用ヘルメット購入費の助成を実施しています。

対象	・市内在住の中学生 ・助成対象の自転車用ヘルメットは一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することろ認証したSGマーク付きのもの又は同等の基準を満たすもの ・市内のヘルメット販売店で購入したもの（インターネット販売・フリーマーケット・個人売買での購入は対象となりません。） ・助成は生徒1人につき1回までです ・購入した日から3カ月以内に申請が必要です
申込方法	購入費の一部または全額（上限5,000円）

子育てに関する相談

子ども家庭センター

問 子ども家庭センター相談係 0120-189-877

■子ども家庭センターって？

子ども家庭センターは妊娠・出産期から子育て期まで、様々な不安や悩みについて、母子保健や児童福祉の専門職員が相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携・調整を図りながら解決のお手伝いをする「総合相談窓口」です。

■どんなことを相談できるの？

妊娠期・出産後

- ・安心して妊娠や出産が迎えられるように身体や心のことを学びたい。
- ・出産するかどうか迷っている。
- ・赤ちゃんの世話がうまくいかない。
- ・産後に受けられるサービスが知りたい。

乳幼児期

- ・子どもの成長や発達について不安がある。
- ・育児の手助けをしてくれる人がいない。
- ・子どものしつけのことで悩んでいる。

学齢期

- ・子どもが言うことを聞かず、手を上げてしまいそうになる。
- ・子どもが学校へ行かず、家でゲームばかりしている。
- ・子どもの情緒が不安定。

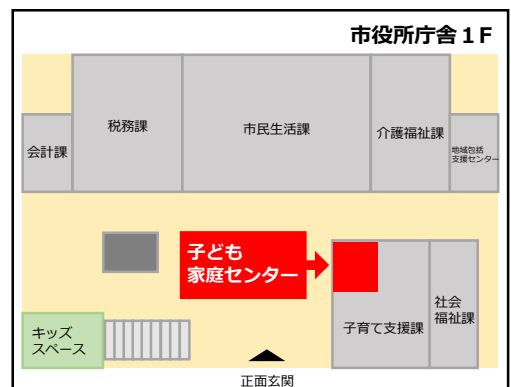


ひとり親

- ・離婚しようか悩んでいる。
- ・離婚後の生活について不安がある。
- ・転職先を探している。
- ・交際相手からの暴力に悩んでいる。

その他

- ・近所から怒鳴り声が聞こえてきて心配。
- ・近所にヤングケアラーなど気になる子どもがいる。



～お気軽にご相談ください～

〒073-0195

砂川市西7条北2丁目1番1号 子ども家庭センター 相談係 (⑮番窓口)

相談直通ダイヤル (平日：8時30分～17時15分)

☎0120-189-877 (フリーダイヤル)

メールアドレス k-soudan@city.sunagawa.lg.jp

※関係機関の方はこちらから ☎0125-74-8865

障がいのあるお子さんへの支援

★支給要件等に該当すれば以下の給付等が受けられます

給付・助成・補助	
自立支援医療（育成医療）	障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方について、その手術等に係る医療費の一部を助成します。（社会福祉係）
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の児童の発達を支援するため、補聴器購入費および修理費用の一部（見積額もしくは基準額のどちらか少ない額の3分の2）を助成します。（社会福祉係）
子ども通園センター交通費助成	子ども通園センターに通園する場合、交通費(JRおよびバス)の一部を助成します。（子育て支援係）
重症心身障害児等通所施設交通費助成	通所施設に通う場合、送迎バス料金の一部を助成します。（社会福祉係）
療育相談・支援	
家庭児童相談	子どもの養育に関する悩みや発達の遅れ、心身障がいに関することなどの相談を受けます。（子育て支援係）
肢体不自由児者療育訓練	在宅の肢体不自由児に対し、機能回復訓練とあわせて自立した生活をするための助言を行います。また、肢体不自由児の療育訓練にかかる交通費（タクシー代）の一部が助成されます。（子育て支援係）
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。（社会福祉係） 市内の事業所：砂川市子ども通園センター、ひかり砂川、こども広場ちくたく
訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がいのある児童に対して、訪問支援員（保育士、看護師、理学療法士）が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。（社会福祉係）市内の事業所：放課後等デイサービスぴーす
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇において、学校教育の場以外でも訓練などの支援を行うとともに、放課後などにおける居場所を提供します。（社会福祉係） 市内の事業所：砂川市子ども通園センター、ひかり砂川、放課後等デイサービスセンターぴーす、こども広場ちくたく
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設を訪問し、その施設に通う障がいのある児童や支援員に対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。（社会福祉係） 市内の事業所：砂川市子ども通園センター

手帳の交付・手当・共済	
療育手帳	児童相談所または心身障害者総合相談所で知的障がいと判定された方に交付します。（社会福祉係）
障害児福祉手当	在宅の20歳未満で、精神または身体に重度の障がいを有し、常時介護を必要とする方に支給します。（社会福祉係）
特別児童扶養手当	障がいの程度に応じ1級（重度）・2級（中度）に区分し、20歳未満の精神または身体に障がいをする児童の養育者に支給します。（子育て支援係）

★問い合わせ先

社会福祉課 社会福祉係	☎74-8103
子育て支援課 子育て支援係	☎74-8369

子ども通園センター

問 子ども通園センター ☎54-3045

市町が発行する受給者証を持つお子さんと、その保護者を対象としています。
 心身の発達や成長に遅れや心配のあるお子さんの発達を促すことを目標に、関係機関と連携しながら必要な療育指導・相談・援助をすることを目的としています（指定障害児通所支援：児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）。

★お子さんについて、このようなことが気になっていませんか？

- * 言葉が遅い
 - * 発音や話し方が気になる
 - * 目が合わない
 - * 落ちつきがない
 - * 立たない、歩かないなど発達が遅いようだ
 - * その他、育児上の悩みなど



★手続等について

実施地域	砂川市・歌志内市・奈井江町・浦臼町・上砂川町・新十津川町
通園手続き	社会福祉係で受給者証の手続きをします。発達相談を行った後、利用申請となります。
通園費用	世帯の市民税の課税状況により、利用者負担額が決まります。
指導内容	指導員と1対1の個別療育と小集団によるグループ療育を組み合わせています。

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当 問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭（児童が特別児童扶養手当2級以上相当の場合は20歳未満）に対して、手当を支給します。

また、令和3年3月以降は、障害基礎年金等を受給している方の手当の算出方法が変更になったことにより、障害基礎年金等の子の加算額分が児童扶養手当の支給額を下回っている場合は、その差額分を受給できるようになりました。

★所得制限限度額表（単位：万円）

扶養親族等の数	受給資格者本人				孤児等の養育者 配偶扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,257,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000
別に加算される額	同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族・・・10万円 特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）・・・15万円				老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除く）・・・6万円	

※政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額となっています。

配偶者に関しては、父又は母が重度障がいの場合（国民年金法の障がい等級1級相当）に限ります。

児童の父、母から養育費を受け取っている場合は、その8割の金額が所得として算定されます。

★諸控除額について（受給資格者、扶養義務者等共通）

障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
勤労学生控除	27万円
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額
配偶者特別控除	
医療費控除	
肉用牛の売却による事業所得	
給与年金控除	最大10万円（※）

※ 1 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方については、令和3年度（令和2年中）以降の所得において、給与所得と公的年金等に係る所得の合計額から10万円（10万円未満の場合はその額）が控除されます。

※ 2 申請者が母又は父を除いた養育者の場合で、次の控除があるときは、その控除額も差し引きます。

寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円

★支給金額について（令和7年4月からの金額）

	全部支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人目	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降	11,030円	11,020円～5,520円

※一部支給については、所得により10円単位で変動します。

★その他の事項については、市ホームページに掲載しております（QRコードからアクセス出来ます）。必要な提出書類については、お問い合わせください。



母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、看護師や保育士などの資格を取得するために6か月以上養成機関で受講する場合、修業期間中の生活の負担を軽減するために給付金や交通費を支給します（上限4年）。

★対象となる資格について

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士等

※取得したい資格が対象となるか不明な場合はお問い合わせください。

★支給額（高等職業訓練促進給付金）

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
100,000円/月	70,500円/月
※課程の修了までの最後の12か月	※課程の修了までの最後の12か月
140,000円/月	110,500円/月



★支給額（高等職業訓練終了支援給付金）

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
50,000円	25,000円

★交通費（砂川市独自の支給となります）

上限	養成機関へ通う際に購入した公共交通機関（北海道旅客鉄道株式会社）の定期券購入額とする。 ----- ただし、月額40,000円を超える場合は、40,000円を上限とする。
----	---

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

母子家庭の母または父子家庭の父が雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講した場合、修了した講座の受講料の60％相当（上限20万円）を支給します（一定の要件あり）。

その他 問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

母子・父子寡婦福祉資金	20歳未満の子どもを養育している母子家庭等に就学資金などを貸付します。
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等の生活に関する相談を受けます。
災害遺児手当	交通災害、労働災害または不慮の災害により生計の中心者を失った義務教育修了前の児童を養育する保護者に支給されます。
特定者用定期乗車券	児童扶養手当の受給者（支給停止者除く）の方と同一世帯の方が利用でき、JRの通勤定期券をJR窓口で購入する際に、特定者資格証明書を提示し、特定者用定期乗車券購入証明書を提出することで、割引（3割）が受けられます（ <u>学割との併用は不可</u> ）。

その他

子育て支援指定ごみ袋の配布 問 市民生活課環境衛生係 ☎74-4769

紙オムツなどの処理にごみ袋を使用することが多い子育て世帯の費用軽減を図るため、3歳未満の子どもがいる世帯に、指定ごみ袋（20リットルの燃やせるごみの袋）を、1ヶ月あたり10枚、年間最大12ヶ月分配布します。
※毎年申請が必要となります。

ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業 問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

親子と一緒に過ごす機会を増やし、豊かな感性と情緒を育む子育て支援を目的に、北海道子どもの国の有料施設である「ふしぎの森」の大人利用料（500円、10月以降300円）が無料になるクーポン券を、小学生以下の児童がいる世帯に年間10枚を支給します。



どさんこ・子育て特典制度 問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

妊娠中の方、小学校6年生までの子どもがいる世帯が、協賛している店舗で買い物などをした場合に、特典カードを提示することにより、特典が受けられる制度です。また、この特典カードは北海道が指定するテーマパークやキャンプ場、温泉、道立施設などでも使えます（詳細は北海道の「北海道 結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイト H A G U K U M U（ハグクム）」のホームページをご覧ください）。

対象世帯	特典カード配布場所
小学6年生までの子どもがいる世帯	子育て支援課子育て支援係、市民生活課戸籍年金係、ふれあいセンター、子育て支援センターで配布しています。

★砂川市が実施する特典制度

砂川オリエンタルボウルで、特典カードを提示した世帯の貸シューズ代金が無料（4名分まで）になります。

また、以下の店舗で特典カードの提示によって割引が受けられます。店舗によって条件（クーポン券との併用不可等）が異なるため、詳しくはHAGUKUMUにてご確認ください。



対象店舗
ツルハドラッグ 砂川店
ツルハドラッグ 砂川東店
ツルハドラッグ 砂川吉野店
サツドラ アシルすながわ店
ナカジマ薬局 砂川店
キレイの窓口 砂川店



砂川市内に在住の0歳から高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）までの子ども

区 分		医療費の自己負担額
就学前までの子ども		なし
小学生	市民税非課税世帯	なし
	市民税課税世帯	なし ※令和5年7月診療分までは1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）
中学生および高校生等		なし ※令和6年3月診療分までは助成対象外

※令和5年7月診療分までは所得制限あり
※進学などの理由により砂川市外に子どもの住所があり、子どもの住所地で医療費の助成を受けることができない場合は、砂川市で助成を受けることができます。

1. ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子（親は入院医療費のみ対象）
2. 両親の死亡または行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子
- ※ただし、18歳から20歳の子については、扶養されている場合のみ該当

区 分		医療費の自己負担額
就学前までの子ども		なし
小学生	市民税非課税世帯	なし
	市民税課税世帯	なし ※令和5年7月診療分までは1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）
中学生および高校生等	市民税非課税世帯	なし ※令和6年3月診療分までは初診時一部負担金のみ
	市民税課税世帯	なし ※令和6年3月診療分までは1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）
上記以外の方	市民税非課税世帯	初診時一部負担金のみ
	市民税課税世帯	1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）

- 1.身体障害者手帳1級、2級または3級（3級は内部障害のみ）に該当する者
- 2.療育手帳（A判定）または重度の知的障害者（知能指数が概ね35以下、身体障害を有する者は概ね50以下）と診断・判定された者
- 3.精神福祉手帳1級に該当する者（通院医療費のみ対象）

区 分		医療費の自己負担額
就学前までの子ども		なし
小学生	市民税非課税世帯	なし
	市民税課税世帯	なし ※令和5年7月診療分までは1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）
中学生および高校生等	市民税非課税世帯	なし ※令和6年3月診療分までは初診時一部負担金のみ
	市民税課税世帯	なし ※令和6年3月診療分までは1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）
上記以外の方	市民税非課税世帯	初診時一部負担金のみ
	市民税課税世帯	1割負担（月額上限額 入院57,600円 通院18,000円）

助産制度
問 子育て支援課子育て支援係 ☎74-8369

妊婦さんが保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合で、かつ以下の要件に該当する場合に受けられる可能性があります。
 原則として出産予定日の1か月前からの申請が必要となりますので、子育て支援係までご連絡ください。

対象となる世帯	生活保護受給世帯
	市町村民税非課税世帯（同住所の扶養義務者の所得を確認する場合があります）
	その他経済的に著しく困窮をきたしていると認められる世帯（規則で定めるものによります）

放課後において希望する児童全てを対象に、子どもの安全・安心な居場所を作ることを目的に放課後子ども教室を実施しています。参加するには登録の申込みが必要です。

参加料は無料ですが、工作活動などを行う場合は、教材費として費用が発生する場合があります（100円程度）。また、保険の加入（年間800円、学童に登録した児童を除く）が必要です。

★実施場所等

週	曜日	実施場所	予定実施回数
隔週	月	中央小学校	1 4 回
	月	空知太小学校	1 4 回
	水	砂川小学校	1 5 回
	木	北光小学校	1 5 回
	金	豊沼小学校	1 5 回

※活動回数確保のため、一部は他の曜日でも実施する予定です。



★学び体験教室(家庭教育の推進事業)

就学前の幼児と保護者を対象に、幼児の発達段階にあわせた学びの推進や、子育て中の親子同士の交流を目的に、親子で参加する講座を実施しています。



乳幼児から小学生の子どもを持つ保護者を対象に、育児を楽しむための気分転換や保護者同士の交流の推進、子育てに役立つ知識を学ぶことを目的として、託児を設け、子どもを預けて参加できる講座を実施しています。ママまたはパパだけの参加、ご夫婦での参加も可能です。



**中学生以下のインフルエンザ予防接種
及び新型コロナウイルス予防接種費用助成事業**

問 ふれあいセンター保健予防係 ☎52-2000

生後6か月から中学生以下の子どものインフルエンザ予防接種の助成を行います。予防のためには、流行する前（12月中旬）までに早めに予防接種を受けることをお勧めします。接種時期は広報・ホームページでお知らせします。



特定不妊治療費助成事業

**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
（ふれあいセンター内）**

特定不妊治療（生殖補助医療）を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

令和4年4月以降に治療を開始した場合、保険適用分の自己負担額（高額療養費制度適用となる場合は適用後の自己負担額）を助成します。

体外受精および顕微授精（特定不妊治療）が対象となります。医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しないなど卵子の採取前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

対象者や助成の内容など詳細についてはふれあいセンターへお問い合わせください。

先進不妊治療費助成事業

**問 子ども家庭センター母子保健係 ☎52-2000
（ふれあいセンター内）**

医療保険適用となる不妊治療（生殖補助医療）と併用して受けた医療保険対象外となる先進医療を実施されたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、1回の治療当たり自己負担額の7割（3万5千円を上限）及び自宅から治療を受けた医療機関までの距離に応じて交通費の一部（1回の治療につき上限5回）を助成しています。

対象者や助成の内容など詳細についてはふれあいセンターへお問い合わせください。



子連れグルメ情報

子連れで利用しやすい飲食店をご紹介します！
(令和7年4月現在の情報です)



砂川ハイウェイオアシス館 レストランおあしす

住所 砂川市北光336番地7
電話番号 0125-74-5796
営業時間 10:30～17:00 (L.o.16:30)
定休日 元日



ホームページ



Instagram



facebook

キッズメニュー有 おむつ交換台有 子ども用椅子有

子ども用食器有 離乳食の持ち込み可



ファームレストラン リヴィスタ

住所 砂川市一の沢237番地6
電話番号 0125-56-2166
営業時間 11:30～20:00 (L.o.19:00)
定休日 水曜日



ホームページ



Instagram

子ども用椅子有 子ども用食器有

離乳食の持ち込み可 テイクアウト可



ラーメンのまる八

住所 砂川市西1条北8丁目6-2
電話番号 0125-54-4408
営業時間 11:00～14:20 17:00～19:50
定休日 水曜日

小上がり有 子ども用椅子有 子ども用食器有

離乳食の持ち込み可



プチパーラートマト

住所 砂川市東1条北5丁目1-6
電話番号 0125-54-0488
営業時間 11:00～18:00
定休日 日曜日、祭日

離乳食の持ち込み可 テイクアウト可



とりから揚げ食事処ろく

住所 砂川市西1条北5丁目1-4
電話番号 0125-74-6326
営業時間 11:30～14:00
定休日 日曜日、祝日、月1回不定休有

キッズメニュー有 個室有 小上がり有 子ども用椅子有

子ども用食器有 離乳食の持ち込み可 テイクアウト可 出前可



ホームページ

炭火焼 たつみ



住所 砂川市東1条北2丁目1-25
電話番号 0125-52-6665
営業時間 16:00~21:00 (L.o.20:00)
定休日 月曜日、火曜日

個室有 小上がり有 子ども用椅子有 子ども用食器有
離乳食の持ち込み可 テイクアウト可

有限会社 カネイ池内商店



住所 砂川市東1条北2丁目1-1
電話番号 0125-54-2952
営業時間 イートイン 11:00~14:00
テイクアウト 11:30~14:00/16:00~17:30
定休日 不定休 (月初めにInstagramでお知らせ)

キッズメニュー有 子ども用椅子有 子ども用食器有
離乳食の持ち込み可 テイクアウト可 出前有



Instagram

さつき家



住所 砂川市西2条北2丁目2-16
電話番号 0125-52-4960
営業時間 11:00~19:00
定休日 月曜日

子ども用椅子有 子ども用食器有 離乳食の持ち込み可
テイクアウト可

ごはん処 心ノ食卓



住所 砂川市東1条北1丁目1-6
電話番号 0125-74-6272
営業時間 11:00~14:00 (L.o.14:00)
定休日 日曜日、その他不定休有

キッズメニュー有 キッズスペース有 小上がり有
子ども用椅子有 子ども用食器有 離乳食の持ち込み可
テイクアウト可



ホームページ



facebook



Instagram

麺処 なが亭



住所 砂川市東1条南1丁目1番地 AiAi 1階
電話番号 080-1879-2118
営業時間 11:00~15:30
定休日 金曜日

子ども用椅子有 子ども用食器有 離乳食の持ち込み可



福のカフェ

住所 砂川市西4条南1丁目3-1

電話番号 0125-74-7015

営業時間 10:00~22:00 (L.o.21:30)

定休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

個室有

小上がり有

おもちゃ交換台有

離乳食の持ち込み可



ホームページ



Instagram



砂川 十々亭

住所 砂川市吉野1条南5丁目1-14

電話番号 0125-52-6883

営業時間 16:00~22:00

定休日 年数回の不定休有

小上がり有

子ども用椅子有

離乳食の持ち込み可

テイクアウト可



ホームページ



Selectshop&Cafe Life/sunagawa

住所 砂川市東1条南7丁目1-1

電話番号 0125-54-2326

営業時間 9:30~18:00

定休日 水曜日、第1・第3火曜日

テイクアウト可



ホームページ



Instagram



焼とり ろっち

住所 砂川市西1条南10丁目1-13

電話番号 0125-54-2698

営業時間 11:30~14:00

17:00~22:00 (L.o.21:00)

定休日 昼 日曜日、祝日 夜 日曜日

キッズメニュー有

小上がり有

子ども用椅子有

子ども用食器有

離乳食の持ち込み可

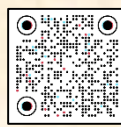
テイクアウト可



Instagram

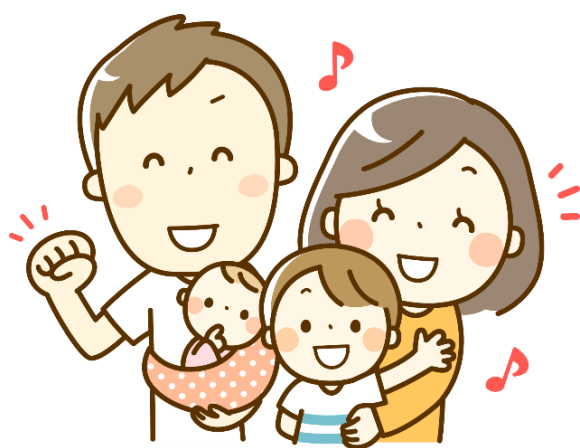


facebook



TikTok

※「子連れグルメ情報」に掲載を希望する飲食店につきましては、子育て支援係（74-8369）へご連絡ください。



発行／砂川市保健福祉部子育て支援課
子育て支援係
Tel:0125-74-8369